

入札監理小委員会における審議の結果報告 サービス産業動向調査

サービス産業動向調査については、公共サービス改革基本方針（別表）において、平成24年度から平成27年度までの事業を法の対象業務とすることについて検討を行うこととされている。

これに基づき、当該民間競争入札の実施要項（案）を入札監理小委員会において審議を行ったので、その結果（主な論点と対応）を以下のとおり報告する。

1. 業務の詳細な内容（実施要項7、8頁）

【論点】

○これまでの実績ではオンラインでの回答は少ないが、企業等を対象とした調査ではオンライン調査の方が回答しやすいのではないか。業務の効率的な実施にもつながることから、オンライン調査の導入促進を図ることが必要ではないか。

【総務省の対応】

○平成25年1月調査より、企業調査を導入し原則郵送調査により行うことを踏まえ、従来よりもオンラインによる回答が期待できると考えられることから、調査対象者に配布する調査関係書類・用品等の作成において民間事業者の工夫を求めるとともに、調査協力依頼時に、オンライン調査の導入を促進することを追記した。

2. 落札者を決定するための評価の基準（実施要項30、31頁）

【論点】

○落札者決定にあたっての評価項目（加点項目）については、回収率の向上など業務実施に当たって特に民間事業者の工夫を求める内容を適切に評価できるよう、配点を検討すべきではないか。

【総務省の対応】

○民間事業者に求める工夫内容に即して加点項目を整理した上で、調査票の回収率の確保・向上のための「督促」や、回答内容の正確性等調査結果の質につながる「疑義照会」の得点を高くするなど重要度に応じて配分し、特に民間事業者の工夫を求める業務（調査関係書類・用品の作成等、調査協力依頼、照会対応、調査票の回収・検査・疑義照会、督促）については、加点項目の合計点数を「24～36点」と、他の個別業務（6～12点）に比べ高い配分となるよう修正した。また、これら加点項目の評価を、落札者の決定に当たってより重視できるよう、基礎点の配点も見直しを行った。

以 上